

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則により、児童、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養及び他人への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ご息子が下記に規定された感染症と診断された時は、出席停止期間を参考にご家庭で休養させてください。なお、治療を受けた医師に下記の「登校許可証明書」の発行をお願いし、学級担任へご提出ください。（出席停止扱いになります）

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザにおいては、「登校許可証明書」は必要ありません。感染した際は学校に連絡していただき、出席停止期間の休養をよろしく申し上げます。（出席停止扱いになります）

種別	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ（H5N1, H7N9） 中東呼吸器症候群	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	症状出現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス パラチフス その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、前項の規定にかかわらず第1種の感染症とみなす

----- きりとり線 -----

登校許可証明書

灘中・高 年 組 番 氏名 _____

病名 _____

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関及び担当医師名 _____